

1 Minute News

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5階

子や孫へ贈与する際に利用できる制度について

Q 将来の相続税対策の一環として、子や孫に贈与をしたいと思っておりますが、住宅や教育資金などいろいろな贈与制度があって、よくわかりません。本年に利用できる制度はどのようなものがありますか？

解説

現在、年間 110 万円までの贈与以外に、**相続時精算課税**、**住宅取得資金の贈与**、**教育資金の一括贈与**、**結婚子育て資金の一括贈与**があります。

1. 贈与制度の一覧表

暦年贈与と相続時精算課税は特に期限が設けられていませんが、下記の3つの贈与は期限つきなので注意が必要です。

制度名	概要	贈与者	受贈者	非課税限度額	相続税の課税
住宅取得資金の贈与 (2019年3月 末まで)	資金の贈与を受けて住宅取得に充てた場合、非課税限度額まで贈与税が課されない。	直系尊属 (祖父母や 父母など)	20 歳 以上 (合計所得 2000 万円 以下)	契約時期や住宅の 種類によって異なる (700 万円～ 1500 万円)	生前贈与加算なし
教育資金一括贈 与(2019年3 月末まで)	教育資金を子や孫に贈与できる。	直系尊属 (祖父母や 父母など)	30 歳未満の 子・孫	受贈者一人あたり 1500万円まで非 課税。	生前贈与加算なし
結婚・子育て資 金の一括贈与 (2019年3月 末まで)	結婚・子育て等の資金を子や孫に贈与できる。	直系尊属 (祖父母や 父母など)	20 歳 以上 50 歳未満の 子・孫	受贈者1人あたり 1000万円まで非 課税(※結婚費用 は300万円以内)	贈与者の相続発生時の残高に相続税が課税される。(ただし、孫でも2割加算は不要)

要するに…

相続対策の有効手段として子や孫への「生前贈与」の制度が注目されています。従来よりある年間 110 万円までの暦年贈与については、**直系尊属から 20 歳以上の子や孫へ贈与する場合は、税率が低く設定されています**。また、上記のように贈与の目的別に様々な制度が設けられています。家族構成や資産の状況から、贈与される側の状況に見合った最適な活用法を選択したいものです。